

令和5年分 申告納税相談日程表



●申告納税相談の受付時間は、【午前8時30分から11時】、【午後1時から4時まで】です。

※納税相談会場の開場、及び開始は、午前8時30分からです。

※★フリー（受付：午後2時30分から4時まで）は、地区割りの日に来庁できない方が対象です。

※最終週の6時までの受付延長は行いません。最終週も受付時間は、4時までとなりますのでご注意ください。

日 時			地 区			納税相談の場所
月	日	曜	午前8時30分～11時	午後1時～3時	午後2時30分～4時まで	
2	16	金	上山	本郷・松本・大郷戸	★フリー	農村環境改善センター Tel.72-0139
	19	月	長堤	原・本沼		
	20	火	前沢・荒町	小泉本田・小泉山根・梅ヶ内		
	21	水	東田井上・東田井下			
	22	木	上町・東町・下町・仲町・後町・駅前・七井中央	大和田・里東・益子リパティヒル	★フリー	あぐり館 Tel.72-9710
	26	月	大沢本郷・大沢宿・大沢里・新福寺	本郷東・本郷西・北原		
	27	火	北中・中村・角ノ川・仲之内・風戸	小宅東・小宅西		
	28	水	芦沼・舟橋・青田・大平	山王前・山王後・富士山		
	29	木	台町・田中			
3	1	金	新町・田町	西明寺・一ノ沢	★フリー	役場大会議室 Tel.72-8833 (税務課直通)
	4	月	生田目北・生田目南	石並・北益子		
	5	火	塙上(1, 2)	内町・栗崎		
	6	水	塙下(1, 2)	上大羽		
	7	木	星ノ宮上(1, 2)	下大羽		
	8	金	城内・サヤド(サヤド上1, 2)	サヤド(サヤド下・北郷谷)		
	11	月	星ノ宮下(1, 2)	栗生・雇用促進団地・星ノ宮団地		
	12	火				
	13	水				
	14	木				
	15	金				

申告に必要な書類 チェックしてみましょう！

【会場の混雑緩和、待ち時間短縮のためにも事前準備のご協力をお願いいたします】

- ①マイナンバーカード
※マイナンバーカードをお持ちでない方は通知カードまたは住民票の写し（マイナンバーの記載があるもの）と、身元確認ができる書類（運転免許証、パスポートなど）をお持ちください。
- ②令和5年中(1月1日～12月31日)の、1年間の収入を明らかにできる書類
○「源泉徴収票」や「支払証明書」（給与・年金・賃金・報酬など）
○農業、営業、不動産収入などのある方は、その収入、および経費の内容を明らかにする書類
※収入・経費は、【項目ごと】の合計額を計算してください。
- ③各種控除額となる領収書・証明書
○生命保険（一般の生命保険・個人年金・介護医療保険）、地震保険（地震保険・旧長期損害保険）
○社会保険（国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料、国民年金保険料など）
○医療費の領収書（※【個人ごと】【医療機関ごと】に分け、それぞれの支払合計額を計算しておいてください。）
医療費控除の明細書または医療費通知（医療費控除を受ける方）
※保険金などで補てんされた場合は、その補てん金額の分かるものも必要です。
○障害者手帳、障害者控除対象認定書など（障害者控除を受ける方）
○その他の所得控除や税額控除にかかわる証明書や領収書
- ④口座番号が分かる書類(本人名義のもの)
- ⑤通帳登録の印鑑(新たに口座振替を希望される方のみ)
- ⑥税務署からのお知らせハガキ・通知など(税務署から郵送されている方のみ)

下記に該当する方は、税務署での申告となります(役場では受付できませんのでご注意ください)

- 譲渡所得(土地・建物・株など)にかかわる申告の方
- 青色申告の方
- 住宅借入金等特別控除の適用1年目の方
- 消費税申告の方

年金収入のみの方などの住民税申告について

申告納税相談におきましては、特段のご協力をいただき、誠にありがとうございます。
 さて、今年も申告相談待ち時間の短縮を目的として、下記のとおり住民税申告の日を設けます。
 申告相談人数の分散を図るため、下記のとおり対象者を限定しておりますので、ご注意ください。
 また、会場の混雑緩和のため、車などでお待ちいただく場合がありますのでご了承ください。

◆対象

◎年金収入のみの方で、①～③の要件にすべてあてはまる方

- ①年金から所得税が源泉徴収されていない方
 (2箇所以上から受給している方は、すべての年金から源泉徴収されていないこと)
- ②年金収入の合計が400万円以下の方
- ③医療費控除・生命保険料控除・地震保険料控除などの所得控除の手続きをされる方

令和5年分 公的年金等の源泉徴収票

支払を受ける者	区分					個人番号			
	住所	芳賀郡益子町大字〇〇123-4							
	フリガナ	マシコ タロウ	生年 月日	明治	大正	昭和	平成		
	氏名	益子 太郎							
区分	支払金額	源泉徴収税額							
法203条の3第1号適用分	1,234,567	0							
法203条の3第2号適用分	0	0							
法203条の3第3号適用分	0	0							
法203条の3第4号適用分	0	0							

支払金額の合計が400万円以下であること。

源泉徴収税額が
すべて0であること。

◎非課税所得(障害年金・遺族年金など)のみの方

◎収入がなかった方

上記以外の方は、裏面日程表の地区割りの日に申告してください。

(農業所得や不動産所得がある、所得税の還付を受けるなど)

◆日時

2月6日(火)・7日(水) 午前9時～11時、午後1時～3時

※地区ごとに日時を指定しておりますので、ご確認ください。

月	日	曜	午前9時～11時	午後1時～3時
2	6	火	益子地区	田野地区
	7	水	益子地区	七井地区

◆場所

益子町役場2階 大会議室

◆持参するもの

・マイナンバーカード ※マイナンバーカードをお持ちでない方は、通知カードまたは住民票の写し(マイナンバーの記載があるもの)と身元確認ができる書類(運転免許証、パスポートなど)をお持ちください。

・源泉徴収票

<所得控除の手続きをされる方>

・生命保険料・地震保険料等の控除証明書

・医療費の領収書(【個人ごと】、【医療機関ごと】に分け、それぞれの支払合計金額を計算しておいてください。)、
 医療費控除の明細書または医療費通知

申告の内容によっては再度来庁していただく場合がありますので、ご了承ください。